

規制改革推進会議 投資等WG

御説明資料

(融資型クラウドファンディングについて)

平成30年2月27日

金融庁

目次

1. 多重債務問題と改正貸金業法の制定

(1) 経緯

(2) 改正貸金業法の概要

(3) 多重債務者数及び貸金業利用者1人当たり残高金額の推移

2. 融資型クラウドファンディング事業（CF事業）の現状

3. 融資型CF事業への貸金業法の適用関係

(1) 貸金業法における貸金業の該当性

(2) 融資型CF事業への貸金業法の適用

1. 多重債務問題と改正貸金業法の制定

(1) 経緯

- 貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成

【貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付け（平成19年2月末時点）】

貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人

（少なくとも国民の10人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）

- **多重債務問題の深刻化**（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、これらの者の平均借入総額は**約240万円**

※ 多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）

平成18年、貸金業法等の改正法が全会一致で成立（平成22年に完全施行）

- 「多重債務対策本部」（本部長：金融担当大臣）において、政府の対応を推進。
- 「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」において関係者の取組を定期的にフォロー

(2) 改正貸金業法の概要

多重債務問題の深刻化に対応し、①貸金業者の業務運営の適正化、②利用者の利益保護を図りつつ、③国民経済の適切な運営に資することを目的に制度を整備。
⇒利用者（借り手）保護等の観点から、貸金業者を対象にした様々な規制を導入。

I. 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化

- 最低純資産額を5,000万円以上に引上げ
- 貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者の営業所ごとの配置を義務付け

2. 貸金業協会の自主規制機能強化

- 貸金業協会を当局の認可を受けて設立する法人とし、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールの制定を義務付け

3. 行為規制の強化

- 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制の強化
- 貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付の義務付け
- 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結の禁止

4. 業務改善命令の導入

- 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令の導入

II. 過剰貸付の抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設

- 指定信用情報機関制度を導入。貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備

2. 総量規制の導入

- 個人が借り手の場合には、資料取得等による年収の把握や指定信用情報機関の信用情報の使用による返済能力調査の義務付け
- 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを原則禁止

III. 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ

- 出資法の上限金利を29.2%から20%に引下げ

2. みなし弁済制度の廃止

IV. ヤミ金融対策の強化

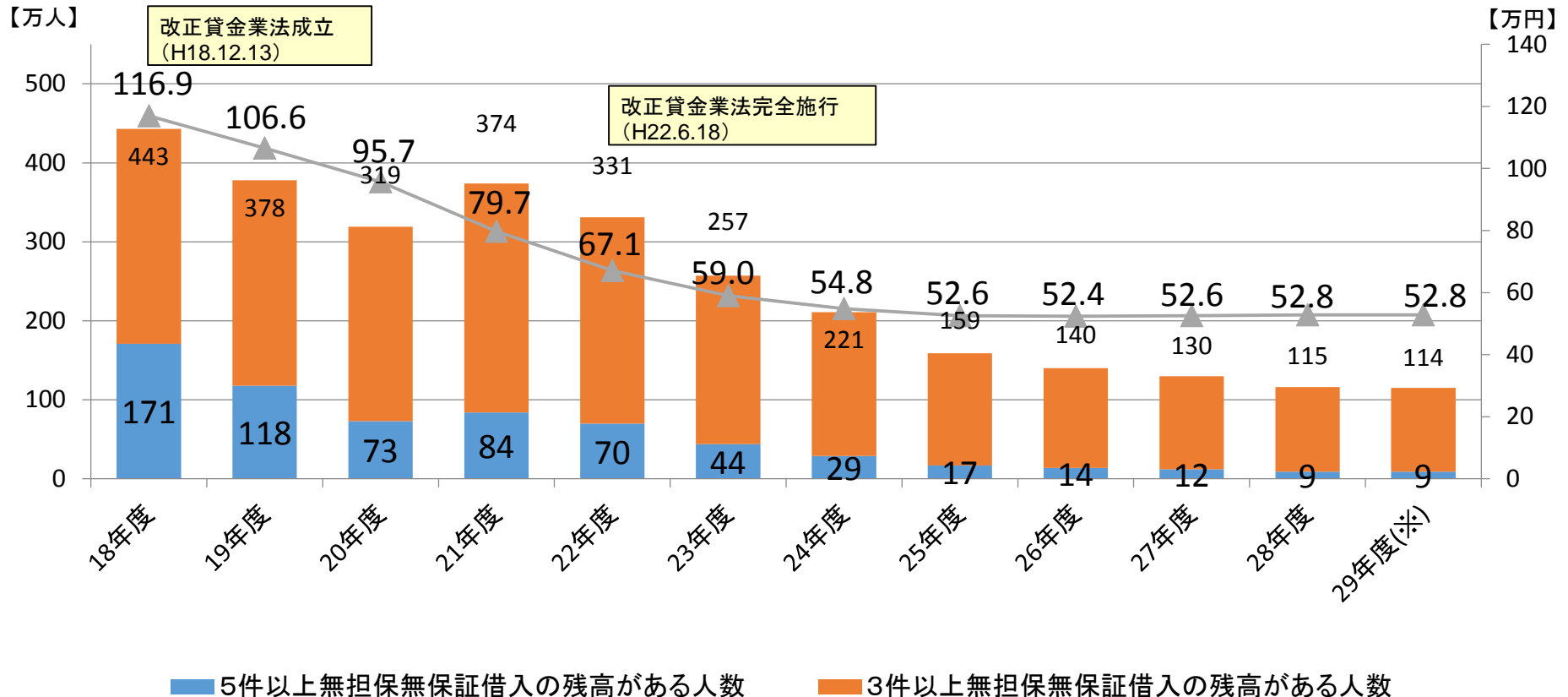
- ヤミ金融に対する罰則を強化(懲役5年→10年)

(3) 多重債務者数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移

多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。(貸金業法附則第66条)

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者

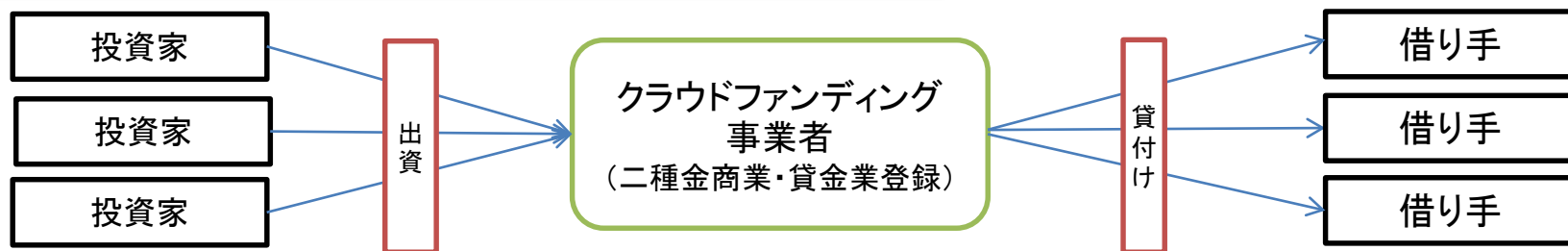
無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移



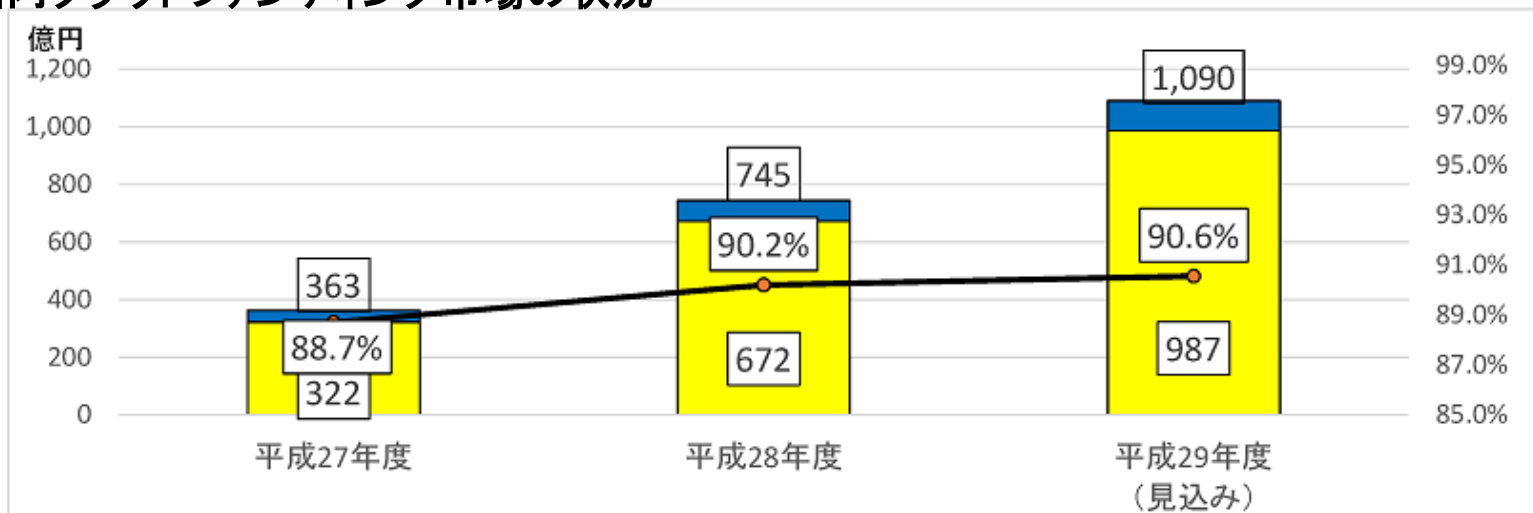
(出典) (株)日本信用情報機構 (※)各年度は翌年3月31日時点、平成29年度については9月30日時点の統計値

2. 融資型クラウドファンディング事業（CF事業）の現状

① 融資型クラウドファンディング事業のスキーム



② 国内クラウドファンディング市場の状況



(単位：億円、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
クラウドファンディングの市場規模	363	745	1,090
うち、融資型	322	672	987
市場規模全体に占める融資型の割合	88.7%	90.2%	90.6%

(出典) 株式会社矢野経済研究所公表資料より作成

3. 融資型CF事業への貸金業法の適用関係

(1) 貸金業法における貸金業の該当性

【貸金業法における定義】

貸金業法（昭和58年法律第32号）

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、①金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で②業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一～五 （略）

二～二三 （略）

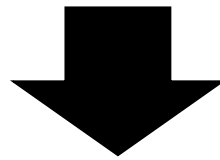
(2) 融資型CF事業における貸金業法の適用

【実務上の対応】

- 融資型クラウドファンディングの投資家（資金の出し手）が、

- ① 特定の借り手への貸付けに必要な資金を供給し、
- ② 貸付けの実行判断を行っている場合には、
貸付行為を行っているものと評価（貸金業登録が必要）。

実態としても、資金供給者である投資家から借り手を適切に保護する必要。



- 実務運用上、投資家が貸付行為を行わない事業スキームか否かについて、実質的に判断。

その際、借り手の匿名化・複数化（※）がなされているかも考慮の一要素となり得る。

（※）借り手の匿名化・複数化（以下の両者を満たす場合）

- ・ 借り手を特定することができる情報が明示されないこと（匿名化）
- ・ 複数の借り手に対して資金を供給するスキームであること（複数化）